

令和5年度

神奈川県  
商店街魅力アップ事業費補助金  
募集要項

【募集期間】令和5年3月1日（水）～4月14日（金）

※ 郵送の場合は、上記期間の消印有効です。持参の場合は、平日の8時30分から17時15分まで受付可能です。

※ 募集締切日に提出する場合は、下記の【お問合せ・ご応募先】まで事前に電話連絡をお願いします。

【お問合せ・ご応募先】

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

神奈川県産業労働局中小企業部商業流通課 商業まちづくりグループ

電話番号 : 045-210-5612 (直通)

電子メール : [machizukuri-shoryu.tn8b@pref.kanagawa.lg.jp](mailto:machizukuri-shoryu.tn8b@pref.kanagawa.lg.jp) ※「lg」は「エルジー」

ホームページ : <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2w/miryokuappu/r05boshu.html>



○ この補助事業は、神奈川県議会における令和5年度当初予算案の議決が条件になります。

目次

I 本補助金の概要	1. 目的..... 1 2. 補助対象者・補助対象事業・補助対象期間・補助率・補助上限額等..... 1 3. 重点取組事業の取組例等..... 2 4. 重点取組に応じた個別注意事項..... 2
II 手続の主な流れ	..... 3
III 補助要件・補助対象経費	1. 補助要件..... 4 2. 補助対象経費の要件..... 4 3. 補助対象経費の割合等の制限..... 4 4. 補助対象経費の詳細..... 6 5. 補助対象とならない経費..... 8 6. 経費・その他の注意事項..... 8
IV 応募（事業計画書提出）方法	1. 提出書類..... 9 2. 募集期間..... 9 3. 県への提出方法..... 9 4. 「(様式1-3) 事業計画に係る推薦依頼書」の提出方法..... 10
V 事業計画書の審査	1. 審査における考え方..... 11 2. 審査方法..... 11 3. 補助対象事業の採択通知と公表..... 11

令和5年3月

神奈川県産業労働局中小企業部商業流通課

# I 本補助金の概要

## 1 目的

商店街の集客力の強化を図るため、未病を改善する取組、共生社会の実現に向けた取組、インバウンドへの取組、脱炭素化社会の実現に向けた取組など、商店街が自らの魅力を高めるために行う事業を支援します。

## 2 補助対象者・補助対象事業・補助対象期間・補助率・補助上限額等

補助対象者	ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する商店街の事業協同組合 イ アに掲げる以外の法人化された商店街団体 ウ ア及びイに掲げる以外の商店街団体 エ 過去に県の若手商業者連携支援事業で事業を実施し、また、その構成員が一市町村内に留まる商業者団体 オ 商店街（会）団体を主たる構成員とする実行委員会 カ 商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会又は商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所（商店会のないエリアにおいて、店舗を取りまとめて事業を実施する場合に限ります。） キ 重点取組事業のうち、「①未病を改善する取組、②共生社会の実現に向けた取組、③買物弱者支援の取組」については、上記に加えて商店街団体と連携して事業を行う団体のうち、特に知事が認める者 ※ 県内に存在し、県内で主たる活動する者に限ります。 ※ ア～エについて、構成員の過半数が県内中小企業者（県個人事業税又は法人県民税の対象となる事業者のうち、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項第1号から第4号に規定する者）であるものに限ります。 ※ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に基づき次のいずれにも該当がないこと。 「ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団」「イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員」「ウ 法人にあっては、代表者又は役員のうちイに規定する暴力団員に該当する者があるもの」「エ 法人格を持たない団体にあっては、代表者がイに規定する暴力団員に該当するもの」	
	<b>賑わい創出事業</b>	<b>重点取組事業</b>
補助対象事業 ※いずれかの事業を選択して応募	地域住民等のニーズを踏まえ賑わい創出のために新たに行う取組 <取組例> ・プロのコツを教えるミニ講座の実施 ・地域資源の活用による地域ブランドを確立し、広く誘客を図る取組	商店街の魅力アップを図るため、次のいずれかの取組に重点的に取り組む事業 ※ 取組例は次ページ参照 ① 未病を改善する取組 ② 共生社会の実現に向けた取組 ③ 買物弱者支援の取組 ④ インバウンドへの取組 ⑤ 脱炭素化社会の実現に向けた取組【新規】 ⑥ 小規模団体の取組【新規】
	※ 日常的な集客に結びつかない1年のみの単発の事業は補助対象外です。	
募集期間	令和5年3月1日（水）から令和5年4月14日（金）（消印有効） ※ 応募方法はP9「IV 応募（事業計画書提出）方法」参照	
補助対象期間	交付決定日 から 令和6年3月31日（日）まで	
補助率	事業費（税抜）の1/3以内	事業費（税抜）の1/2以内
補助上限額	300万円 うち、「施設整備関係費（ハード事業関係費）」は150万円 かつ、経費全体の70%以内	300万円（「⑥ 小規模団体の取組」は50万円） うち、「施設整備関係費（ハード事業関係費）」は150万円、「⑥ 小規模団体の取組」は25万円 かつ、経費全体の70%以内
補助下限額	15万円	25万円 「⑥ 小規模団体の取組」は10万円

### 3 重点取組事業の取組例等

(1) 応募の際は、取組例を参考に、次の①～⑥から一つを選択してください。

① 未病を改善する取組 ※P2<4「① 未病を改善する取組」の個別注意事項への対応が必要です。

取組例	健康メニューの提供、料理教室の実施、測定機器等を利用した健康測定・健康相談など
-----	---

※ 県で行っている「未病対策」について、詳細はホームページをご確認ください。

(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/cz6/me-byokaizen/index.html>)

② 共生社会の実現に向けた取組※P2<4「② 共生社会の実現へ向けた取組」の個別注意事項への対応が必要です。

取組例	障がいのある方も参加しやすい商店街イベントによる社会参加の機会の提供、特別支援学校及び小学校と商店街の交流イベントなど
-----	---

※ 県で行っている「共生社会の実現に向けた取組」について、詳細はホームページをご確認ください。

(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m8u/cnt/f535463/kyouseishakai.html>)

③ 買物弱者支援の取組

取組例	買物弱者への出張販売や商店街等に送迎するサービスの取組など
-----	-------------------------------

④ インバウンドへの取組

取組例	商店街観光ツアーや多言語表記案内・マップ作成などによる外国人来街者の増加に向けた取組、来街者へのキャッシュレスに関する周知案内等の作成等の取組など
-----	---

⑤ 脱炭素化社会の実現に向けた取組

取組例	脱炭素化社会の取組をしている店舗を巡るスタンプラリー、フードドライブ等のフードロス対策、廃油再生等のリサイクル、リサイクルボックスの設置及び回収物の商店街ポイント等による還元、再生可能エネルギーを利用した街路灯を設置しそれを活用した脱炭素化社会実現に向けた啓発活動、及びこれらの取組に準ずるもの
-----	---

⑥ 小規模団体の取組 ※P2の4<「⑥ 小規模団体の取組」の個別注意事項への対応が必要です。

取組例	地域住民等のニーズを踏まえ賑わい創出のために新たに行う取組（賑わい創出事業と同様）
-----	---

(2) 重点取組事業で応募する場合は、次の要件を満たす必要があります。

○ 重点取組事業の補助対象経費の経費割合が補助対象経費全体の60%以上であること。

※ 重点取組を選択した場合でも、取組内容によっては賑わい創出事業に該当する事業も実施可能ですが、賑わい創出事業に該当する事業の経費が補助対象経費全体の40%を上回る場合は不採択になります。

○ 下記、「4 重点取組事業に応じた個別注意事項」に対応すること。

### 4 重点取組事業に応じた個別注意事項

≪「① 未病を改善する取組」の個別注意事項≫

ア 「かながわ未病改善協力制度」への登録等【必須】

- ・ホームページから登録 (<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/cz6/cnt/f480290/p754591.html>)
- ・店頭が目立つ場所に県健康増進課が提供するステッカーを掲示など

イ 未病センターの認証

詳細はホームページをご確認ください。(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/cz6/cnt/f480290/miyoucenter.html>)

≪「② 共生社会の実現へ向けた取組」の個別注意事項≫

ア 「ともに生きる社会かながわ憲章」のチラシ又はポスターを商店街で掲示【必須】

- ・商店街の会員の半数以上の店舗において掲示

イ 事業を告知するホームページやチラシに、指定するデータを掲載【必須】

※ 掲示・掲載に必要なデータは交付決定以降に別途、案内します。

ウ 「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」(令和5年4月1日施行)の理解に向けた、県による商店街での役員会等での説明やイベント等での周知活動の機会を提供いただくこと

≪「⑥ 小規模団体の取組」の個別注意事項≫

過去に本補助金の交付を受けたことがなく、令和5年3月1日時点の正会員数が40以下の団体に限り、応募可能です。また、交付申請までに、県が指定するアドバイザー派遣を受けることが必須です。表紙の「お問合せ先」にご相談ください。

## II 手続の主な流れ

### 応募(事業計画書提出)(4月14日(金)締切)※P9「IV 応募(事業計画書提出)方法」参照

- ・締切日時時点で書類の不備・不足がある場合は、減点や不採択となることがありますので、十分注意してください。

### 選考委員会(5月中旬予定) ※P11「V 事業計画の審査」参照参照

- ・選考委員会で補助対象事業の審査を実施します。(選考に当たり、県が市町村に意見照会します。)
- ・計画書提出者にヒアリング(対面プレゼンテーション形式を予定)を行い、その内容を含め選考します。

### 採択(6月初旬予定)

- ・採択結果及び交付申請可能額等を内示します。
- ・採択結果により、交付申請可能額が応募時より減額される場合があります。

### アドバイザー派遣※重点取組「⑥ 小規模団体の取組」は必須 ※応募前の派遣も可能です。

- ・補助事業の実施方法や内容等の相談のため、県が指定するアドバイザーを派遣します。
- ・重点取組「⑥ 小規模団体の取組」以外は、希望する場合のみ。

### 交付申請(交付申請書提出) \* 原則として9月29日(金)までに申請してください。

- ・採択された事業計画と内容が大きく異なる場合や書類に不備がある場合、又は、9月29日を過ぎての申請は不交付となる場合があります。やむを得ない事情がある場合は事前に必ずご相談ください。

### 交付決定通知

- ・交付決定前に着手(発注・契約等)した場合、当該経費は補助対象外となります。
- ・不備のない交付申請書類が整ってから、概ね2週間程度かかります。

### 事業実施(令和6年3月31日まで)

- ・交付決定時の経費割合や事業内容と異なると、交付を取り消す場合があるため、やむを得ない事情がある場合は事前に必ずご相談ください。

### 事業実施状況確認検査

- ・必要に応じて実施します。

### 実績報告書 提出(「完了日から30日を経過した日」又は「令和6年4月20日(土)」のいずれか早い日まで)

- ・提出書類に不備・不足がある場合、県から修正や追加の書類提出を依頼します。

### 補助金額の確定・交付

- ・実績報告書に記載いただく指定口座に補助金を入金します。

### 効果検証

- ・補助終了後3年間にわたって補助事業の効果の検証が必要です。

### Ⅲ 補助要件・補助対象経費

#### 1 補助要件

- 概ね3年間で実現する目標や、それを実現するプロセスが明確であること。※
- 商店街の「歩行者通行量」、「年間売上高」及び「地域住民の満足度等」について、事業実施効果が継続して見込まれること。
- 重点取組事業に応募の場合は、P2「3 重点取組事業の取組例等」(2)に記載の要件を満たすこと。及び選択した重点取組事業であることを事業実施時に対外的に明確に周知すること。
- 事業実施に伴う効果を確認するため、「歩行者通行量」及び「年間売上高(※)」について、実数の把握を行うこと。  
 (※)「年間売上高」は、原則として、商店街等を構成する正会員の半数以上の店舗の年間売上高の総計が必要です。
- 団体名、所在地及び取組に関する事項の公表(県のホームページ等)に同意すること。
- 補助終了後3年間にわたって補助事業の効果を検証すること。また、県から求めがあった場合には、その検証結果を速やかに県に報告すること。
- 過去に本補助金を3年間活用した事業でないこと。

※ 本補助金は、新たな事業の立ち上げを最大3年間支援するものであり、3年計画に沿って事業を推進いただく必要があります。また、今回の応募で3年間分をまとめて応募するものではありません。各年度ごとに応募が必要です。

#### 2 補助対象経費の要件

補助対象となる経費は、次を満たす必要があります。

- ・補助事業完了日は令和6年3月31日までに設定し、交付決定日から補助事業完了日までに「発注・契約・購入・納品・支払い・補助事業実施」等の全てが含まれ、かつ完了すること。
- ・補助事業の遂行に必須であると認められること。
- ・経費支出の証拠書類によって支払金額が確認できること。
- ・経費支出の証拠書類により経費の内容を具体的かつ数量等が明確に特定できること。
- ・補助事業以外の経費(補助事業以外の通常事業・取引等)と明確に分離でき、特定できること。

#### 3 補助対象経費の割合等の制限

(1) 重点取組事業の経費割合 ※「賑わい創出事業」での応募の場合は除く

経費割合について、重点取組事業の場合、選択した取組に係る補助対象経費が補助対象経費全体の60%以上であることが必要です。

##### 【選択方法】

- ・応募、交付申請、実績報告の各手続(P3「Ⅱ 手続の主な流れ」参照)における各様式(※)において、「各事業の詳細」を記載していただきます。

※ 「(様式1-1)事業計画書」「(様式4-2)交付申請に係る事業計画書」、「(様式13-2)実績報告書」

事業①	
取組内容	該当する取組内容の右欄に○を記載 (賑) (重) (賑・重)
事業①の目的※	
上記目的に沿った具体的な事業内容※	

- ・各事業について、「取組内容」欄で、(賑)=賑わい創出事業、(重)=重点取組事業、(賑・重)=その両方、のいずれに該当するか選択いただき、併せて「事業の目的」及び「上記目的に沿った具体的な事業内容」をご記載ください。(重)、(賑・重)は、重点取組の具体的な事業内容が記載されている場合に限ります。なお、収支予算(決算)の「支出の部」において、各事業に応じた「重点取組事業」に該当する経費を記載、算出していただく必要があります。

**【不採択となる例】**

(前提) 重点取組「買物弱者支援の取組」を選択した例

・次の①～③の事業を実施。各事業の区分を県が次のとおり判定。

- ① 買い物バスの改修(重)
- ② 買い物弱者支援に関わらない集客イベント(販)(※1)

※1 買物弱者を対象とする場合は(重)となります。

- ③ チラシでの告知(①②を告知)(販・重)(※2)

※2 経費を1/2ずつ(明確に分割可能な場合はその割合で)按分

事業区分	事業	細目及び内容	税抜金額合計	経費割合
重点取組事業	①買い物バスの改修	・工事関係費：バス改修130万円	165万円	55%
	③チラシでの告知	・広告宣伝費：チラシ作成35万円(70÷2)		
賑わい創出事業	②集客イベント	・出演料・借料・消耗品費・委託費：歌手出演料・会場借料・事務用品・運営委託計100万円	135万円	45%
	③チラシでの告知	・広告宣伝費：チラシ作成35万円(70÷2)		

⇒「重点取組事業」に該当する事業の経費が補助対象経費全体の60%を下回るため、不採択  
 ※ 60%以上の場合でも、その割合に応じて、選考委員会において減点となることがあります。

**(2) 施設整備関係費(ハード事業関係費)の経費割合について**

施設整備関係費(ハード事業関係費)は、ソフト事業の実施に必要な不可欠と明確に認められる場合に限り補助対象とします。

この場合、補助上限額300万円(重点取組「小規模団体の取組」は50万円)のうち、**施設整備関係費(ハード事業関係費)の経費は70%以内とし、これを超えるものは不採択になります。**

**【不採択となる例】**

費目	細目及び内容	税抜金額合計	経費割合
企画運営費 (ソフト事業関係費)	消耗品費：事務用品 広告宣伝費：ホームページ作成費	80万円	27%
施設整備関係費 (ハード事業関係費)	施設整備関連費：イベント拠点の改装	220万円	73%

⇒ハード経費の合計が補助対象経費全体の70%を超えるため、不採択

※ 70%以内の場合でも、その割合に応じて、選考委員会において減点となることがあります。

**(3) 施設整備関係費(ハード事業関係費)の上限額について**

補助上限額を150万円(重点取組「小規模団体の取組」は25万円)とします。総事業経費が同じでも、施設整備関係費の割合や金額により、全体の補助額が変更する場合があります。

**【補助額の例】**

①総事業経費600万円、補助率1/2、企画運営費180万円、施設整備関係費420万円の場合⇒補助額240万円

	補助対象経費	補助率	補助率を乗じた額	(費目上限額)	補助率を乗じた額と費目上限額と比較し低い額	(補助上限額)
	a	b	c(=a*b)	d	e(=min(c,d))	f
企画運営費(ソフト事業関係費)	1,800,000	1/2	900,000	(なし)	900,000	-
施設整備関係費(ハード事業関係費)	4,200,000		2,100,000	(1,500,000)	1,500,000	-
合計	6,000,000		-		2,400,000	(3,000,000)

②総事業経費600万円、補助率1/2、企画運営費400万円、施設整備関係費200万円の場合⇒補助額300万円

	補助対象経費	補助率	補助率を乗じた額	(費目上限額)	補助率を乗じた額と費目上限額と比較し低い額	(補助上限額)
	a	b	c(=a*b)	d	e(=min(c,d))	f
企画運営費(ソフト事業関係費)	4,000,000	1/2	2,000,000	(なし)	2,000,000	-
施設整備関係費(ハード事業関係費)	2,000,000		1,000,000	(1,500,000)	1,000,000	-
合計	6,000,000		-		3,000,000	(3,000,000)

#### 4 補助対象経費の詳細

消費税及び地方消費税は、補助対象となりません。

消費税及び地方消費税が含まれる不備が多いため、必ず確認してください。

費目	No	細目	内容・条件
企画 運営費 (ソフト 事業 関係費)	1	専門家 経費	<p>事業の遂行に必要な指導・助言を受けるために依頼した専門家等に謝礼として支払われる経費（交通費含む。）</p> <p>※ 謝金の単価は、各事業者の内規等によりその単価の根拠が明確で、かつ社会通念上相当なものであること。</p> <p>※ 依頼する業務内容は、事前に書面等を取り交わして明確にすること。（内容に関する詳細な資料の提出を求めることがあります。）</p> <p>※ 県のアドバイザー派遣を希望する場合は別途ご相談ください。</p>
	2	出演料	<p>イベント等を実施するために必要なパフォーマー等への出演費（交通費含む）</p> <p>※ 出演料の単価は、各事業者の内規等によりその単価の根拠が明確で、かつ社会通念上相当なものであること。</p> <p>※ 依頼する業務内容は事前に書面等を取り交わして、明確にすること。（内容に関する詳細な資料の提出を求めることがあります。）</p>
	3	賃金	<p>事業の遂行に必要な業務・事務を補助するために事業実施期間に臨時的に雇用した者のアルバイト代に要する経費（交通費含む。）</p> <p>※ 雇用する者は、応募団体の役員、会員、会員の雇用者及び会員の家族（同一生計世帯）でないこと。</p> <p>※ 該当事業に限定した雇用とみなされない場合は、補助対象外（例：既存のアルバイト従業員への給料等）</p>
	4	広告 宣伝費	<p>広告物、ウェブサイト、看板等の作成、広告掲載等の広報活動（印刷製本経費等含む。）に関する経費</p>
	5	借料	<p>事業の遂行に必要な会場の使用料、イベント設備、機械・装置等のレンタル・リース（車両はレンタルのみ。）に係る経費</p> <p>※ 既に別事業のために使用しているものは補助対象外</p> <p>※ 補助事業に要する経費のみとし、契約期間が補助事業の実施期間を越える場合は、補助事業実施期間分かつ支払い等終了している経費のみ補助対象</p>
	6	家賃	<p>事業の遂行に必要な拠点等に係る家賃</p> <p>※ 本事業開始年度のみ補助</p> <p>※ 対象始期は交付決定日の属する月の翌月1日（ただし、交付決定日が1日の場合は、その月）からとし、対象終期は補助事業実施期間の最終日が属する月とする。商店街の空き店舗等を活用した拠点に係るものに限りますが、大型商業施設等のテナントは除く。ただし、中小企業者の集まりである共同店舗棟とみなされる場合はこの限りではない。</p>
	7	消耗品費	<p>耐用年数が1年未満かつ、1個又は1組の金額が10万円未満のもの の購入に要する経費</p> <p>※ 配布するものは「景品」となり、名産品以外は補助対象外（8を参照）</p>

費目	No	細目	内容・条件
企画 運営費 (ソフト 事業 関係費)	8	景品費 (名産品 に限る)	<p>広告物以外で無料配布するもののうち、<u>名産品に係る経費</u></p> <p>&lt;名産品の定義&gt;</p> <p>次のうち、商店街団体等で名産品としての合意を得たもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商店街等で通常販売している、独自性がある商品・サービス、地域の特産品</li> <li>・商店街のノベルティグッズ</li> </ul> <p>※ 補助額の上限は10万円</p>
	9	事務 運搬費	<p>資料作成費、資料購入費、会議費、商標等取得経費、振込手数料、郵便代(宅配便、運送業者への荷造り及び運賃等)</p> <p>※ 他の経費に付随する場合、その経費に合算して計上することも可(例:出演料の振込手数料は、「出演料」に計上等)</p>
	10	商品 開発費	<p>新商品や包装の試作開発にともなう原材料や設計、デザイン、製造、改良、加工に要する経費</p> <p>※ 実際に販売する商品や包装等の生産費用は補助対象外</p>
	11	委託費	<p>No. 12、13を除く、事業運営に伴い委託する経費</p> <p><u>委託において下記の「施設整備関係費(ハード事業関係費)」が含まれる場合、当該経費は、「施設整備関係費」として計上すること。</u></p> <p>例1:特定のイベントに係る企画運営委託やステージ等の設置委託(イベント後も継続的に設置するものは、原則No. 12、13の施設整備関係費(ハード事業関係費)となります。)</p> <p>例2:販路開拓(集計・分析費等)に係る経費</p> <p>例3:システム開発費(事業の遂行に使用される専用ソフトウェア・情報システム等の構築等)に要する経費</p> <p>※ 委託する業務内容は、事前に書面等を取り交わして、明確にすること。内容に関する詳細な資料の提出を求める場合があります。</p>
施設整備 関係費 (ハード 事業 関係費)	12	工事 関係費	<p>事業の遂行に必要な改装、工事費用等(「買物弱者支援の取組」で車両を買い物バスへ転用するための改修を含む。)</p>
	13	什器 備品費	<p>補助事業の遂行に必要な機械・装置等の購入に係る経費(消耗品費に該当しないもの)</p> <p>※ 車両の購入経費は補助対象外</p> <p>※ 汎用性のあるもの(パソコン、テレビ、カメラ、携帯電話、照明機器、ネットワーク関連機器、冷蔵庫、エアコン、調理機器、空気清浄機等の電気製品、家具類、衣類、楽器等)については、年間を通して利用するものの購入のみ補助対象。それ以外はレンタル・リース費用のみ補助対象(5を参照)</p>
【補助額 上限】 合計 150万円 【経費割合】 70%以下			



## 5 補助対象とならない経費

次に該当する経費は補助対象外となります。

- ア 消費税及び地方消費税
- イ P6「4 補助対象経費の詳細」に該当しない経費
- ウ 光熱水料、プロバイダ契約料・使用料、回線使用料
- エ 茶菓、飲食、奢侈、娯楽、接待に係る経費
- オ 支払の確認ができない（領収書・請求書・見積書・金融機関の振込票等がない）経費
- カ 交付決定日の前日以前又は、令和6年4月1日（補助事業実施期間の最終日の翌日）以降に、「発注・契約・購入・納品・支払い・補助事業実施」等を実施したもの。
- キ 賞金に充当する経費（金券、図書券、旅行券、商品券など）
- ク 販売を目的とした商品（材料や容器を含む）
- ケ 商店街が発行する商品券のプレミアム（上乘せ）分に充当する経費
- コ 補助金の応募・交付申請・実績報告等の書類作成、送付、手続きに係る費用
- サ 市場価格と比較して明らかに高額である経費
- シ 関係規則で定める補助対象外経費や、補助対象経費として記載がない経費
- ス 日常的な集客に結びつかない単発のイベント事業に係る経費
- セ 神奈川県以外の区域外に設置する施設を整備する事業に係る経費
- ソ 法令規則条例等に抵触する施設を整備する事業に係る経費
- タ 街路灯・アーケードの建替え、LED電球への取替え又は、改修等施設の整備のみに関する事業
- チ 公序良俗に反するもの
- ツ 公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
- テ その他知事が適当でないと認めた経費

## 6 経費・その他の注意事項

- ・参加者から参加費を徴収する場合、参加費は収入に当たりますので、総事業経費から収入分を控除したものが対象経費となります。参加費を徴収する場合は事前にご相談ください。
- ・見積書・仕様書等経費に係る書類の原本を確認する場合があります。
- ・施設整備関係費（ハード事業関係費）については、商店街団体等で管理者及び管理方法について合意を得ていること
- ・事業実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症等の感染予防対策を必要に応じて講じるようお願いいたします。

## IV 応募（事業計画書提出）方法

### 1 提出書類

応募書類は、次の書類に必要な事項を記入のうえ、本冊子表紙に記載の【お問合せ・ご応募先】へ提出してください。（様式は、県のホームページからダウンロードできます。）

#### 【提出書類一覧】

No.	書類
1	(様式1-1)神奈川県商店街魅力アップ事業計画書（応募）
2	事業計画書で指定する次の添付書類
	2の1 地図（事業を実施するエリアがわかるもの）
	2の2 会員名簿（会員の住所が記載されたもの）
	2の3 組織図
3	必要に応じて参考資料
4	団体の定款又は規約
5	(様式1-2)事業計画書に係る意見書
	※ 重点取組事業のうち、「①未病を改善する取組」、「②共生社会の実現に向けた取組」又は「③買物弱者支援の取組」を商店街団体と連携して事業を行う団体が応募する場合に必要となります。
<b>【公益社団法人商連かながわに提出する書類】</b>	
6	(様式1-3) 事業計画書に係る推薦依頼書
	※ 応募者が公益社団法人商連かながわからの推薦を希望する場合に必要となります。推薦された場合、選考委員会での加点項目となります。

### 2 募集期間

令和5年3月1日（水）から令和5年4月14日（金）まで

※ 郵送の場合は、上記期間の消印有効です。持参の場合は、平日の8時30分から17時15分まで受付可能です。

※ 募集締切日に提出する場合は、本冊子表紙に記載の【お問合せ・ご応募先】まで事前に電話連絡をお願いします。

### 3 県への提出方法

県に提出するもの：【提出書類一覧】のNo. 1～5の書類

- ・電子メール又は書面にて、次のとおり提出してください。
- ・応募書類一式の提出先を誤ると受領できず、応募が無効となる場合がありますので、間違いのないようご注意ください。

**電子メールの場合** ※容量が5メガバイトを超える場合は、分割して送信してください。

NO. 1～5のデータを下記アドレスに送信。

- 件名やファイル名は次のとおり記載してください。

《電子メール件名（タイトル）》

「令和5年度神奈川県商店街魅力アップ事業計画書（応募団体名）」

《メールに添付する「(様式1-1)事業計画書」のファイル名》

「1 商店街魅力アップ事業計画書（応募団体名）」

《その他の添付する電子データのファイル名》

「上記【提出書類一覧】に準じた番号、書類名称（応募団体名）」

参考資料は、電子データ化したうえで、事業計画書と併せて送信

#### 【応募書類送信先】

[machizukuri-shoryu.tn8b@pref.kanagawa.lg.jp](mailto:machizukuri-shoryu.tn8b@pref.kanagawa.lg.jp) ※lgは「エルジー」

#### 書面（郵送等又は持参）の場合

提出書類一式を本冊子表紙の【お問合せ・ご応募先】まで提出してください。提出いただいた書類は返却できませんのでご了承ください。

持参の場合は、予め電話にてご連絡のうえお越してください。

#### 【郵送・持参の方法】

- 提出書類は片面印刷にしてください。
- 全ての書類(事業計画書、必要書類)をダブルクリップで綴じてください。
- 電子媒体はCD-Rでの提出をお願いします。(CD-Rでの提出が困難な場合は、本冊子表紙の【お問合せ・ご応募先】までご連絡ください。)
- 電子媒体には、ラベル等で次のとおり記載してください。  
「商店街魅力アップ事業計画書 (応募団体名)」
- 電子媒体に保存するファイル名は次の通り記載してください。  
    <<「(様式1-1)事業計画書」のファイル名>>  
        「1 商店街魅力アップ事業計画書 (応募団体名)」  
    <<その他の添付する電子データのファイル名>>  
        「上記【提出書類一覧】に準じた番号、書類名称 (応募団体名)」  
    ※ 参考資料は、電子データ化したうえで、事業計画書と同様に電子媒体でも提出してください。
- 封筒の表面に「神奈川県商店街魅力アップ事業計画書在中」と朱書きしてください。

#### 【応募書類提出先】

〒231-8588

横浜市中区日本大通1

神奈川県産業労働局中小企業部商業流通課商業まちづくりグループ

#### 4 「(様式1-3)事業計画に係る推薦依頼書」の提出方法

こちらは、公益社団法人商連かながわからの推薦を希望する場合のみ提出が必要となります。推薦された場合、選考委員会での加点項目となります。

・様式1-3に必要事項を記入し、「(様式1-1)事業計画書」の写しを添付して下記「公益社団法人商連かながわ」あてご提出ください。なお、持参の場合は、下記の公益社団法人商連かながわあてに、事前に電話にてご連絡ください。

・ご提出いただいた書類は返却できませんのでご了承ください。

#### 【「(様式1-3)事業計画に係る推薦依頼書」の提出先】

〒231-0015 横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センター3階  
公益社団法人商連かながわ

#### 【公益社団法人商連かながわ連絡先】

電話番号 045-633-5184

FAX 045-633-5185

## V 事業計画書の審査

応募のあった事業計画については、有識者からなる選考委員会にて審査を行います。

### 1 審査における考え方

#### (1) 審査内容

- ・当補助制度の目的に合致しているか。
- ・各重点取組事業として、明確な内容になっているか。(経費割合を満たしているか、各事業が重点取組事業・賑わい創出事業のどちらに該当するかを判定します。)
- ・商店街全体への効果が高く、商店街として実施する必要があるか。
- ・商店街への誘客強化の目標が適切に設定されているか。また、目標実現のための事業構成となっているか。
- ・事業実施体制、スケジュールは適切か。
- ・一過性で終わることなく、補助事業の継続が見込まれるものか。
- ・施設整備・建物改修・什器備品等の購入自体が目的となっていないか。(同経費が、補助事業実施のために必要不可欠な要素であるか。施設整備関係費が、ソフト事業の実施に必要な不可欠と明確に認められるか。)
- ・補助事業の実施に必要な経費であり、金額の根拠が明確か。
- ・3年計画に沿った内容か。
- ・関係規定を順守しているか。 等

経費割合・目的、必要性、目標設定、実施体制、継続性の5項目について審査を行い、このうち1項目でも0点の場合、不採択となります。

合計得点が満点の6割に満たない場合、不採択となります。

また、同じ事業についての補助は最大3年間となるため、4年目とみなされる場合や似た事業とみなされる場合、不採択や大幅に減点される場合があります。

#### (2) 加点

公益社団法人商連かながわからの推薦がある場合は、加点されます。

### 2 審査方法

- ・有識者で構成する選考委員会において、提出された書類に基づいて事業計画の審査を行います。その際、応募者及び連携する商店街等の代表者の方にヒアリング(対面プレゼンテーションを予定)を行います。
- ・ヒアリングの方法については、募集締切後に応募者あてに連絡します。

### 3 補助対象事業の採択通知と公表

- ・審査結果をもとに補助対象事業の採択を行い、採択結果を通知します。
- ・審査結果により、交付申請可能額が事業計画の金額から減額となる場合があります。
- ・採択された事業内容等は、県のホームページなどで公表します。